

十六 指定施設支援費用基準額 指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項（法第二十四条の五又は第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用）（法第二十四条の二第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額をいう。

十七 施設利用者負担額 指定施設支援費用基準額から当該指定施設支援につき支給された障害児施設給付費の額を控除して得た額及び障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は法第二十四条の二第三項（法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から当該障害児施設医療につき支給された障害児施設医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

十八 施設給付決定 法第二十四条の三第四項（法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する施設給付決定をいう。

十九 施設給付決定保護者 法第二十四条の三第六項（法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する施設給付決定保護者をいう。

二十 給付決定期間 法第二十四条の三第六項に規定する給付決定期間をいう。

二十一 施設受給者証 法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。

二十二 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等に支払うべき指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）について、障害児施設給付費として当該施設給付決定保護者に支払うべき額又は法第二十四条の二第四項（法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五十一条の三に規定するものに限る。）に支払うべき障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費として当該施設給付決定保護者に支払うべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、これらの指定知的障害児施設等に支払われることをいう。

二十三 障害児施設医療 法第二十四条の二第二項に規定する障害児施設医療をいう。

（指定知的障害児施設等の一般原則）

第二条 指定知的障害児施設等は、当該知的障害児施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立つた指定施設支援の提供に努めなければならない。

2 指定知的障害児施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 指定知的障害児施設等は、当該知的障害児施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

（指定知的障害児施設の従業者の員数）

第三条 指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設及び指定第二種自閉症児施設を除く。第六条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

ニ 栄養士 一以上

三 調理員 一以上

2 前項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定知的障害児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定第一種自閉症児施設の従業者の員数）

第四条 指定第一種自閉症児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

二 児童指導員及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上とする。

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

2 前項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定第一種自閉症児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定第二種自閉症児施設の従業者の員数）

第五条 指定第二種自閉症児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第五号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医 一以上

二 医師 一以上

三 看護師 おおむね障害児の数を二十で除して得た数以上

四 児童指導員及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

ニ 栄養士 一以上

三 調理員 一以上

2 前項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定第二種自閉症児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第五号の栄養士及び同項第六号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定知的障害児施設の設備）

第六条 指定知的障害児施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室、静養室及び入所している障害児の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる施設にあっては、医務室を設けないことができる。

2 前項の居室の基準は次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、十五人以下とすること。

二 障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

三 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。